

第3章 人の移動

(1) ルールの背景 (GATSにおける第1モード自然人の移動については、第Ⅱ部第11章サービス貿易を参照)

FTA/EPAにおける「人の移動」章においては、サービス貿易の範囲でいかに当該相手国のみについてGATSプラスの内容に踏み込むかが争点となることが多い。更にサービス貿易の範囲を超えた移民政策に踏み込む例 (EU・スイス) もある。GATS第4モードにおいては、高度な技術者から単純労働者まで自由化約束の対象となり得

るが、我が国を含む多くの加盟国は、分野横断的約束 (horizontal commitment) のみを行い、個別サービス分野における市場アクセスについては、「各分野に共通の約束における記載を除くほか、約束しない。」としている。すなわち、一般的に、人の移動に関するGATSの下でのこうした各国の約束は極めて限定的であり、我が国においても、企業内転勤、自由職業サービス、短期滞在の3分野において分野横断的のみの約束をしている (第2章参照)。

<図表3-1> GATSにおける分野横断的約束における主な類型 (第Ⅱ部第11章サービス貿易より再掲)

分野横断的約束における主な類型	消費国	提供国	事例
1. 企業内転勤 (Intra-Corporate Transferees : ICT)			(例) 経営者、管理者、高度技術者
2. 短期滞在 (Business Visitors : BV)			(例) 商談などの業務 (この時点で報酬を得ない活動)
3. 独立の専門家 (Independent Professionals : IP)			(例) 外国の消費者との契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者
4. 契約に基づくサービス提供者 (Contractual Service Suppliers)			(例) 企業と企業の契約に基づき派遣されるコンピューター技術者従業員
			(例) 企業と独立のコンピューター技術者の契約に基づき入国する独立のコンピューター技術者

したがって、FTA/EPAにおいてその範囲をいかに超えるかが論点と言える。FTA/EPAなどでは、自国と相手国との関係に応じて個別に対象範囲を選択することが可能であり、例えばGATSの約束を超え、専門技能や技術レベルの範囲を広げ、新たに相手国のみにも人の移動を認めることなどを行っている。なお、ドーハ・ラウンドのサービス交渉のリクエスト・オファーの進捗なども影響し、我が国のように前述の3分野に加えFTA/EPAにおいて、企業と個人との間での個人的な契約に基づくサービス提供者や投資家の2分野、合計5分野についての約束を行っている例も多い。我が国の出入国管理制度は、専門的・技術的な職業に従事する人材は積極的に受け入れるとの政府方針に基づいており、現時点では、我が国は、GATSにおける約束の水準よりも広い範囲の外国人を受け入れている。二国間で実行ベースも含めて、他国より特恵の待遇を与えるという観点からは、それらの枠組みの中で、入国可能な専門職業従事者の範囲・入国条件の個別の設定が問題であり、我が国の約束レベルをいかに当該相手国のみを引き上げ、条件設定を行うかが議論となる。その一方で、継続的な専門的職業従事者の積極的な受入に伴う、相手国への将来的な影響（例：看護師の減少による医療サービスの低下等）を考慮し、日本と相手国双方にとって、長期的にWin-Winの関係を築けるような、柔軟性のある条件設定が求められる。

上記のように約束をしている人の移動の対象は企業内転勤者や高度技術者等に限定されており、我が国を含む各国においても、自国の労働市場への配慮から、「単純労働者」は約束の対象としていないため、FTA/EPAの締結によって、海外から自国に大量の単純労働者が流入してくるようなことは考えられない。

(2) 法的規律の概要

FTA/EPAにおける人の移動に関する規定は、以下の2つに大別することができる。1つは、EU

のような労働市場統合型、すなわちサービス貿易自由化規定とは独立に、地域間の労働力の移動を認めるもの、ないしこれを目標として明示するものと、もう1つは、日シンガポール、日フィリピンEPA等のように、サービス貿易自由化（又は物品貿易若しくは投資自由化）規定の一部として、これらの活動のために必要な範囲で人の移動を促進しようとするものである。なおEPAにおける規定は、一般に共通規定と各締約国個別約束から成っている。本節では、我が国が締結しているFTA/EPAの人の移動に関する規定ならびに約束内容を概説する。更に、次節では、主に先進国が締結している諸外国におけるFTAの規定について概説する。なお、FTA/EPA等のなかで、入国審査の円滑化を規定している例もあり、この点についても記述する。更に、人の移動に密接に関連する分野として「資格の相互認証」がある。GATS第7条では二国間等の取組が通報されており、その他に複数国や地域的な取組もあり、以下ではその点も含め記述する（図表3-2参照）。

<図表3-2> 我が国が締結しているFTA/EPAとGATSの人の移動における我が国の約束内容（概要）

	短期の 商用 訪問者	企業内 転勤者	投資家	自由職業サービスに 従事する自然人	公私の機関との間の個人的な 契約に基づいて専門的な業務 活動に従事する自然人	その他
GATS (UR)	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	—	—
シンガポール	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 工学の分野に属する技術又は 知識を要する業務	—
メキシコ	○	○	○	—	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	—
マレーシア	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	—
フィリピン	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	看護師・ 介護福祉士 候補者
チリ	○	○	○	—	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	—
タイ	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 「技能（タイ料理人のみ）」の 在留資格に基づく活動	指導員 （タイ語等）
ブルネイ	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	—
インドネシア	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士・司法書士・行 政書士・社会保険労務士・土 地家屋調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	看護師・ 介護福祉士 候補者
ベトナム	○	○	—	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	看護師 （在留資格 「医療」の 範囲内）
スイス	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 の在留資格に基づく活動	—
インド	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 司法書士・行政書士・社会保 険労務士・弁理士・海事代理 士・公認会計士・税理士・土 地家屋調査士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 「技能（インド料理人のみ）」 の在留資格に基づく活動	指導員 （ヨガ等）
ペルー	○	○	○	○ 弁護士・外国法事務弁護士・ 弁理士・海事代理士・公認会 計士・税理士	○ 「技術」「人文知識・国際業務」 「技能（ペルー料理人のみ）」 の在留資格に基づく活動	—

①日シンガポールEPA

日シンガポールEPAでは、我が国として初めて、「自然人の移動」を設けた（第9章自然人の移動及び附属書VI）。図表3-3に示しているとおり、「短期の商用訪問者」、「企業内転勤者」に加え、我が国がGATSで約束していない「投資家」、GATSでは滞在期間一年又は三年としている「日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人」について、GATSプラスの約束を行っている。また、

協定には規定されていないものの、口上書の交換により、日本側は、①日本の国家試験を英語で受験し合格すること、②外国人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（医師7名、歯科医師2名が上限）。また、シンガポール側は、①在留邦人のみが治療対象であること等を条件に、医師・歯科医師を受け入れることを約束した（当初、医師15名、歯科医師5名が上限であったが、2005年の拡大により現在はそれぞれ30名、15名）。

<図表3-3> 日シンガポールEPAにおける人の移動に関する約束

我が国がシンガポールに対して行った約束	シンガポールが我が国に対して行った約束
<ul style="list-style-type: none"> ○「短期の商用訪問者」については、入国及び90日間を超えない期間の一時的な滞在が認められる。 ○「企業内転勤者」については、国内法令に従って、入国及び一時的な滞在が認められる。 ○「投資家」及び「日本国の領域にある公私の機関との間の個人的な契約に基づいて業務に従事する者」については、国内法令に従って、当該自然人が日本国への入国の時に明示された基準及び条件を満たし続ける限り、入国と一時的な滞在が認められる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○「短期の商用訪問者」については、入国及び当初1か月、又は申請に基づき最大計3か月までの滞在が認められる。 ○「企業内転勤者」については、入国及び当初2年を限度とする滞在が認められ、計8年を限度としてその都度3年を超えない滞在期間の延長が認められる。その後は、シンガポール政府の判断により延長が認められる。 ○「投資家」及び「シンガポールの公私の機関との個人的な契約に基づいて業務に従事する自然人」については、シンガポールの国内法に従って、入国及び当初2年を限度とする滞在が認められ、計8年を限度としてその都度3年を超えない滞在期間の延長が認められる。その後は、シンガポール政府の判断により延長が認められる。

②日メキシコEPA

2005年4月に発効した日メキシコEPAにおいて、「商用目的での国民の入国及び一時的な滞在」という章（第10章）及びこれに係る附属書10が設けられている。両国は、短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を許可するものとし、また入国審査の際の証明資料の簡素化、締約国における滞在期間及び延長可能回数などが規定されている。

附属書6において、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に対して、また、マレーシアは短期商用訪問者、企業内転勤者、専門家に対して入国及び一時的な滞在に関する措置を約束している。「投資」章（第7章）においては、投資家の移動の円滑化において記述がある（第86条）。入管法令に従い、締約国は、投資家、他方の締約国の企業の取締役、理事及び役員の入国・一時的滞在を認め、また労働の許可を与える。締約国は、一時的な滞在期間の更新、一時的な在留資格の変更及び労働の許可の発給の申請に係る要件や手続を可能な範囲で公表し、また法令に従って可能な範囲

③日マレーシアEPA

人の移動に関する章は設けられていないが、「サービスの貿易」章（第8章）及びこれに係る

で手続を簡易化する努力義務があるとされている。なお、出入国管理措置は投資に関する章の対象から除外されている（第73条）。

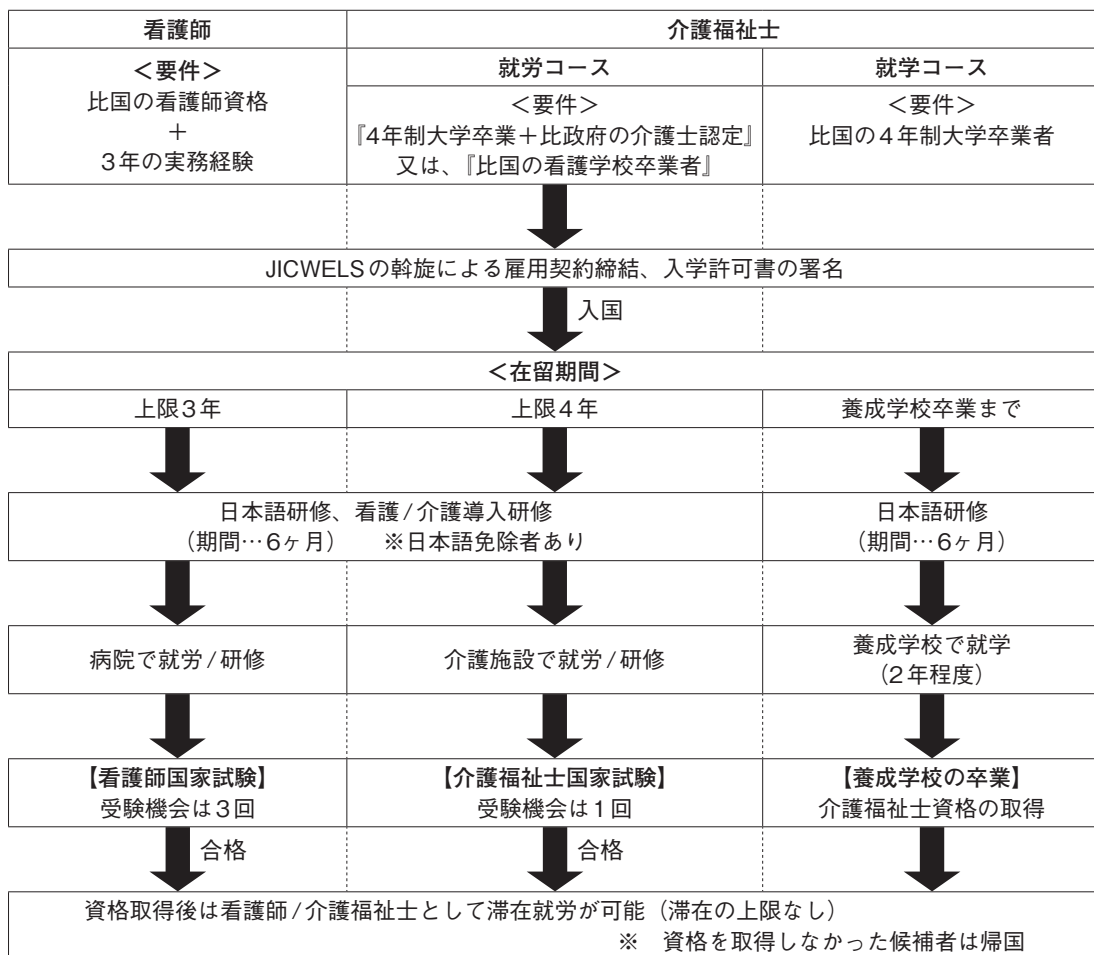
④日フィリピンEPA

日フィリピンEPAでは、「自然人の移動」章（第9章）及びこれに係る附属書8が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束しているのに加え、EPAにおける我が国初の取組みとして、一定の要件を満たす看護師・介護福祉士候補者等の我が国への受入れを認めた（同様に、日本人看護師・介護福祉士のフィリピン側受入れも含まれている。）。但し、これは二国間協定という枠内における特例的な措置として、国家資格取得を目的とした看護師・介護福祉士候補者等を受け入れるということであって、外国人労働者受入政策の方針を変更したということではない。なお、この受入れにおいては、我が国の国家資格取得のために資格の相互認証を行っているわけではない。具体的な受入枠組みは、図表3-4にある。まず、一定の要件を満たすフィリピン人の看護師・介護福祉士候補者の入国を認め、日本語等の研修修了後、日本の国家資格を取得するための準備活動の一環として研修・就労することを認める（滞在期間の上限、看護師候補者3年、介護福祉士候補者4年）。国家試験を受験後、国家資格取得者は看護師・介護福祉士として引き続き就労が認められる。介護福祉士候補者については、日本語等の研修修了後、課程を修了した者に介護福祉士の国家資格が付与されることとなる日本国内の養成施設へ入学する枠組み（介護福祉士養成施設コース）も設けられている。日本語の研修については、一定の日本語能力を持つ者には免除される。日本がフィリピン側に対し通知した受入人数は、当初の2年間で、看護師400名、介護福祉士600名の合計1,000名であり、フィリピン側もこれに合意した。本協

定により、新たな措置が取られることとなった点としては、①看護師及び介護福祉士としての就労活動を認めたこと（但し、国家資格取得者に限定）、②国家資格未取得者に対しても、国家資格取得を目的として、一定期間に限り、当該分野での研修・就労を認めたことと整理することができる。なお、これまでも、我が国の看護師国家試験に合格した外国人看護師に対しては、我が国において看護師の免許を受けた後、最長7年間、研修目的での在留が認められていたが、2010年11月、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令」（基準省令）の一部改正により、年数制限が撤廃された。本協定に基づき、2009年度は合計310人、2010年度は合計128人の看護師候補者と介護福祉士候補者が来日し、日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。

なお、日本語能力の不足等によりフィリピン人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は平成22年度より、日フィリピンEPAに規定する義務（日本語語学研修を含む6ヶ月の研修）を超えて、就労開始後に受入施設で行われる看護師・会議福祉士候補者生に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。また、平成23年3月には、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の平成21年度に入国したフィリピン人看護師候補者・介護福祉士候補者について、滞在期間内の国家試験に不合格だった場合は、一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。平成23年6月には、人の移動に関する検討グループ（国家戦略担当大臣の下に設置）が「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」をとりまとめ、EPAによる看護師・介護福祉士候補者受入れ枠組みを改善するため、日本語能力等の向上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。

<図表3-4> 日フィリピンEPAにおける看護師・介護福祉士受入れ枠組み



<図表3-5> 看護師・介護福祉士受入れ人数の推移

インドネシア	看護師候補者 受入れ数	受験者数	合格者数	介護福祉士候補者 受入れ数	受験者数	合格者数
平成20年度	104	82	0	104	-	-
平成21年度	173	195	2	189	-	-
平成22年度	39	285	15	77	-	-
平成23年度	47	257	34	58	94	35
合計	363	819	51	428	94	35

フィリピン	看護師候補者 受入れ数	受験者数	合格者数	介護福祉士候補者受入れ数		受験者数	合格者数
				就労コース	就学コース		
平成21年度	93	59	1	190	27	-	-
平成22年度	46	113	1	72	10	-	-
平成23年度	70	158	13	61	0	1	1
合計	209	330	15	323	37	1	1

※合格者数は、その年度に入国した候補者中の合格者数ではなく、国家試験が実施された年度における合格者数を表す。

⑤日チリEPA

2007年9月に発効した日チリEPAにおいて、「商用目的での国民の入国及び一時的な滞在」（第10章）及びこれに係る附属書13が設けられている。両国は、短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者について、入国及び一時的な滞在を許可するものとし、また、入国審査の際の証明資料の簡素化、締約国における滞在期間などが規定されている。

⑥日タイEPA

2007年11月に発効した日タイEPAでは、「自然人の移動」章（第9章）及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に加え、タイ料理人及び指導員の入国及び一時的な滞在を約束した。「タイ料理人」については、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者として、5年以上の実務経験などの要件を満たせば、「タイ料理人」として「技能」の在留資格に基づく我が国への入国及び一時的な滞在が許可される。「5年以上の実務経験」の要件は、一般の料理人については実務経験10年以上が「技能」の在留資格の要件とされているのに比べ、緩和されている。また、指導員については、「タイの古典・伝統舞踊」、「タイ音楽」、「タイ料理」、「タイ式ボクシング」、「タイ語」、「タイ・スパ・サービス」の指導員について、「教育」の在留資格に基づく入国及び一時的な滞在が許可される。また、タイ側は、短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者及び指導員の入国及び一時的な滞在を約束した。

⑦日ブルネイEPA

日ブルネイEPAでは、日マレーシアEPAと同

様、「サービスの貿易」章（第6章）及びこれに係る附属書7において、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に対して、ブルネイは企業内転勤者に対して入国及び一時的な滞在に関する措置を約束している。

⑧日インドネシアEPA

日インドネシアEPAでは、「自然人の移動」章（第7章）及びこれに係る附属書10が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束した。自由職業サービスに従事する者については、GATSで約束した活動に加え、「司法書士」、「行政書士」、「社会保険労務士」、「土地家屋調査士」を追加している。また、看護師、介護福祉士候補者等の我が国への受入れを認めており、内容・受入の枠組みとも日フィリピンEPAで約束したものとほぼ同じ内容であるが、介護福祉士養成施設コースは設けられていない点が異なる。本協定に基づき、これまでに2008年度208人、2009年度362人、2010年度116人の計686人の看護師候補者と介護福祉士候補者が来日し、日本語研修や看護・介護導入研修を受けている。なお、インドネシア人の看護師候補者の国家試験合格者率低迷などから、政府は平成22年度より、日インドネシアEPAに規定する義務（日本語語学研修を含む6ヶ月の研修）を超えて、就労開始後に受入施設で行われる看護師・会議福祉士候補者生に対する追加的な学習支援を本格的に開始した。また、平成23年3月には、「経済連携協定（EPA）に基づくインドネシア人及びフィリピン人看護師・介護福祉士候補者の滞在期間の延長について」を閣議決定し、この本格的な支援が開始される前の平成20年度及び21年度に入国したインドネシア人看護師候補者・介護福祉士候補者について、滞在期間内の国家試験に不合

格だった場合は、追加的な滞在期間においても受入機関との雇用契約が存在すること、国家試験の得点がある一定の水準以上の者であること等一定の条件の下、追加的に1年間の滞在期間延長を認める対象とすることを決定した。平成23年6月には、人の移動に関する検討グループ（国家戦略担当大臣の下に設置）が「経済連携協定（EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れ等についての基本的な方針」をとりまとめ、EPAによる看護師・介護福祉士候補者受入れ枠組みを改善するため、日本語能力等の向上に向けた取組の加速や再チャレンジ支援の実施等の方針を決定した。

インドネシアは短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との個人契約に基づく専門的な業務活動に従事する者に加え、日本の看護師及び介護福祉士の入国及び一時的な滞在を約束した。

⑨日ベトナムEPA

日ベトナムEPAにおいても、「自然人の移動」章（第8章）及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束している。また、日本の看護師資格を有するベトナム人については、研修を目的とした「看護師」として、我が国において看護師の免許を受けてから最長7年間の入国及び一時的な滞在を認めることとし、ベトナムの情報処理技術に関する試験に合格したベトナム人については、「技術」の在留資格に係る要件のひとつである学歴要件（大卒若しくはこれと同等以上の教育を受けていること）を要しないということを約束した。これらは現行入管法令上、既に認められている措置を約束したものである。なお、上述のとおり、基準省令の一部改正により年数制限は撤廃されている（④日フィリピンEPA参照）。また、ベトナムは短期商用訪問者、企業内転勤者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者、業務上の拠点の設置に責任を

有する者及び看護師の入国及び一時的な滞在を約束している。加えて、協定上の協議事項となっていたベトナムの看護師候補者及び介護福祉士候補者の日本への受入については、協議の結果、日本への受入を決定し、平成23年10月31日の日ベトナム首脳会談において野田総理大臣とズン首相との間で受入に係る覚書に署名が行われた。

⑩日スイスEPA

日スイスEPAにおいても、「自然人の移動」章（第7章）及びこれに係る附属書8が設けられ、我が国は短期商用訪問者、企業内転勤者、投資家、自由職業サービスに従事する者、公私の機関との間の個人契約に基づくサービスの提供に従事する者の入国及び一時的な滞在を約束している。また日本側が求めていた滞在許可証の人数制限について、日本の特定のビジネス従事者のスイス入国滞在には適用しない旨スイスは約束している。なお、同じく日本側が求めていた在スイスの海外現地法人の取締役の国籍要件の撤廃については、関連するスイス国内法令が改正される形で実現されたため、特別に「自然人の移動」章での約束という形式には表れていない。

⑪日インドEPA

日インドEPAにおいても、「自然人の移動」章（第7章）及びこれに係る附属書7が設けられ、我が国は商用訪問者、企業内転勤者、投資家、資格所有自由職業サービスに従事する者、独立自由職業サービスに従事する者、契約に基づくサービスの提供に従事する者に加え、インド料理人及び指導員の入国及び一時的な滞在を約束した。「インド料理人」については、独立自由職業サービスに従事する者として、「技能」の在留資格に基づく我が国への入国及び一時的な滞在が許可される。「契約に基づくサービスの提供に従事する者」は、インド側の要望に応じて、我が国が初めて約束したものである。これまで我が国が締結したEPAにおいては、日本国にある公私の機関と自然人の

間に個人的な契約が存在することを求めていたのに対し、我が国の公私の機関とインドの公私の機関の間の契約であっても、当該契約において、別途、我が国の公私の機関とインドの自然人の間で労働契約が成立していることが認められる場合には、入国及び一時的な滞在を許可することを新たに約束したものである。なお、現行の出入国管理及び難民認定法のもとでは企業間契約に基づく入国及び一時的な滞在を認めており、この運用を変えるものではない。また、指導員については、「ヨガ」、「インド料理」、「インド古典・伝統舞踊」、「英語」の指導員について、「教育」の在留資格に基づく入国及び一時的な滞在が許可される。また、インドは商用訪問者（投資家を含む）、企業内転勤者、契約に基づくサービスの提供に従事する者、独立自由職業サービスに従事する者に対し入国及び一時的な滞在を約束した。

⑫日ペルーEPA

日ペルーEPAにおいても、「商用目的の国民の入国及び一時的な滞在」章（第9章）及びこれに係る附属書8が設けられ、短期商用訪問者、企業内転勤者、専門家等の入国及び一時的な滞在について協定で約束をした。特にペルー側は日本企業の関心事項であった査証発給の迅速化に合意し、ペルー側として初めて、20執務日以内に決定を行うこと等を約束した（第三国とのEPAにおいては、45日以内を約束）。一方、日本側はペルー料理の国家試験の設立を条件として、ペルー料理人の入国要件の緩和（10年以上の実務経験を5年以上に緩和）を約束した。

(3) 諸外国のFTAにおける人の移動に関する措置の事例

①米国・シンガポール

2003年5月に調印、翌年1月に発効した米・シンガポール自由貿易協定（United States-Singapore Free Trade Agreement）は、21章からなるその協定の中で、「第8章 国境を越える

サービス貿易」、「第11章 商用者の一時的入国」及び「第17章 労働」の各章で「人の移動」に関する規定を記している。本協定における約束は、人の移動の自由化という点でみると、米国にとってはGATSにおける約束内容を大きく超えるものではない。つまり、相手国内での求職活動を行うための人の移動は両国とも自由化していないということである。両国は90日の範囲内で、労働許可なくして、相手国内において事業活動を行うことを認めているが、当該国の労働市場への参入を目的としないことの証明として、例えば主たる収入源が締約相手国でないことの証明を求めていること（附属書11A）、米国が、専門職業サービスを提供しようとするシンガポールの商用者に対して、年間5,400人までは申請を承認する義務を負うこと（附属書11A.3）が挙げられる。その他の特徴的な点として、専門職業サービス提供者の資格認定及び認証について相互に受け入れ可能な基準・標準の開発を検討していること（附属書8C）、他方、労働法を国際労働基準に合致させる努力義務、更に係る労働法の執行における裁量権を適切に行使する義務を明記していること（第17章）が挙げられる。

②EU・アルジェリア

EUとアルジェリアは、1996年6月よりいわゆる欧州地中海連合協定（Euro-Mediterranean Agreement Establishing an Association Between the European Community and Its Member States, of the One Part, and the People's Democratic Republic of Algeria, of the Other Part）に関する交渉を開始し、2002年4月に同協定を締結した。連合協定は単なる貿易協定にとどまらず、政治・安全保障対話、経済協力、社会・文化協力、法務協力等、広範な内容を有する。この中で「人の移動」に関する条項は、第33条、第83条及び第84条に含まれている。人の一時的入国に関して、EUは、GATSにおいて企業内転勤者等の入国を認めており、アルジェリアとの本協定の約束内容はGATSにおける約束の範囲内に留

まる。本協定で追加的に約束されているのは、不法入国者の規制に対する協力（第84条）であり、域外からの不法入国・滞在の阻止がEUにとっての課題と位置づけられていると考えられる

EU・アルジェリア 不法入国の防止及び管理における協力（抜粋）

Article 84 不法入国の防止及び規制における協力：本国送還（readmission）

両締約国は、不法入国に関する情報交換における相互に有益な協力関係を発展させること開発が重要であることを再確認し、不法入国を防止及び管理するために協力を行うことについて合意する。この目的のために、

—アルジェリアと共同体加盟諸国は、必要な身元確認手続が終了した後に、自国民の他方の締約国領土において不法滞在する自国民はいかなるものであれ送還することに合意する。

—アルジェリアと共同体加盟国は、この目的のために自国民に対して適切な身元確認書類を付与する。（第1項）

正規の地位にある国民の移動と居住を促進するために、両締約国は、いずれかの締約国の要求に従って、不法入国に対する闘いと本国送還に関する協定の締結について交渉することに合意する。いずれかの締約国が必要とする場合には、当該協定は、他方の締約国から自国領土内に直接到着する他方の締約国民に関する本国送還を含むものとする。上記協定の実施のための実務的取決めは、両締約国により、当該協定自身又はその実施議定書において定めるものとする（第2項）。連合委員会は、偽造書類の検出を含む不法入国防止及び規制のための共同行動の可能性について調査を行う（第3項）。

③ EU・スイス

スイスは1972年12月にEU（当時はEC）との自由貿易協定を締結したが、EU及びEEA（欧州経済地域）には不参加であるため、これを補完するために、人の移動、空運、陸運、農産品、公共調達、科学技術協力、相互認証について、二国間協定をそれぞれEUと締結している（1999年6月調印、2002年6月1日発効）。「人の移動」に関する二国間協定（Agreement between the European Community and Its Member States, of the one part, and the Swiss Confederation, of the other, on the free movement of persons）は本文全25条、「附属書1人の自由な移動」、「附属書2社会保障スキームの調整」及び同附属書に関する「議定書」、更に「附属書3専門職業資格の相互承認」からなる大部の協定である。この協定では、他方当事国国民が雇用を得るため又は非経済活動のために入国し合理的な期間滞在することを認め（第2条第1項）、更に他方当事国国民に対して、自国内における被雇用者及び自営業者の居住を許可しており、特に短期の労働者については居住許可を不要としている（第6条・第12条）。相互認証については、被雇用者及び自営業者としての労働が容易にでき

るようにするため、修了証書、卒業証書及びその他の資格の相互認証に必要な措置を講ずることとしている（第9条）。ただし、スイスは、協定発効後5年間は、入国後の居住期間4か月以上1年未満の者及び1年以上の者に関して、数量制限を行うこととしており、係る制限は6年目を以降に撤廃することとなっている（第10条第3項）。毎年に移住許可数は、前者については115,500、後者については15,000となっている（状況により若干の増加はあり）。スイスのGATSにおける約束状況は、分野横断的約束において2つのカテゴリーを設け、第一のカテゴリー「特定の事業所若しくは会社内においてスイスに移動する重要人物（企業内転勤者）」については3年間（最大4年まで延長可）、第二のカテゴリー「スイスに移動する他の重要人物」（サービス販売者、商業拠点設置のための責任者）については1年間のうち3か月までの滞在を認めるとともに、これらの人物に関しては、一定の例外措置を除き内国民待遇が保障されていることが明記されている。本協定はGATSにおける約束内容を大きく超え、EUとの間で可能な限り「人の移動」を自由化しようとする姿勢が示されている一方、第10条において、協定発効後の移行期間に数

量制限を適用する権利をスイスに与えている点は、混乱を回避するための工夫とみなすことができる。急速な人の移動の自由化による社会的・経済的な

EU・スイス GATSにおける約束内容を超える規定（抜粋）

Article 6 経済活動に従事しない人の居住の権利

締約国領土における居住の権利は、附属書1のnon-active peopleに関する条項に従って、経済活動に従事しない人についてもこれを保証する。

Article 7 その他の権利

締約国は、附属書1に従って、人の移動に関する以下の権利に係る条項を作成する：

- (a) 経済活動への接近及び従事、生活、雇用及び労働条件に関して自国民と同等の待遇を得る権利
- (b) 締約国国民が受入国の領土内を自由に移動し、その選択に基づいて職業に従事することを可能にする、職業及び地理的流動性の権利
- (c) 経済活動の終了後も締約国領土内に滞在する権利
- (d) その家族が国籍に関係なく居住する権利
- (e) その家族が国籍に関係なく経済活動に従事する権利
- (f) 本協定によって与えられる権利の行使に関連する限りにおいて、不動産を取得する権利
- (g) 移行期間中、締約国領土における経済活動若しくは居住期間の終了後、再びそこに戻って経済活動に従事する権利、及び一時的居住許可を永住許可に変更する権利

Article 8 社会保障制度の調整

締約国は、附属書2に従って、以下の目的を持って社会保障制度の調整を行うための条項を作成する：

- (a) 待遇の平等の確保
- (b) 適用可能な法制度の決定
- (c) 給付金を受け取る権利の獲得・維持のために、関係国の法令によってすべての（払込）期間を考慮して給付金を合算・計算すること
- (d) 締約国領土に居住する人に対して給付金を支払うこと
- (e) (締約国) 政府当局及び機関の間の相互の行政支援と協力の育成

④豪州・タイ

2004年7月に調印し、翌2005年1月に発効した豪州・タイ自由貿易協定（Australia Thailand Free Trade Agreement）は、「人の移動」については、「第8章 サービス貿易」において一般的な条項を設けている他、「第10章 自然人の移動」で詳細を規定している。豪州のGATSにおける「人の移動」に関する約束では、4つのカテゴリーを設けて入国と一時的滞在を規定している。それは、a) 経営者及び上級管理者の企業内移転（当初4年間の滞在）、b) 独立の経営者（当初2年間の滞在）、c) サービス販売者の商用訪問（当初6か月、最大12か月までの滞在）、d) 専門家（労働市場テストを条件に当初2年間、最大4年間までの滞在。一定の条件を満たす場合は労働市場テスト免除）である。したがって、本協定において豪州が追加的に約束した点は、豪州が専門タイ調

理師の一時的入国を認めていること、タイ・マッサージ・セラピストの資格認証の協議を行うことである。

豪州・タイ附属書8 約束スケジュール 豪州（抜粋）

1. 分野横断的約束

分野	制限（市場アクセス及び内国民待遇）
全タイ国民	<p>一時的入国</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイ国民は以下の条件において労働市場テストなしに豪州に入国することを許可される。 ・商用訪問者：入国及び3か月までの滞在。 ・サービス販売者：入国及び当初6か月までの滞在、最大12か月までの滞在延長。 ・企業内転勤者：入国及び当初4年まで、通算10年間の滞在。 ・契約によるサービス提供者：入国及び3年間の滞在。専門タイ調理師（Specialist Thai chefs）*は4年間の滞在。（*専門タイ調理師とは、以下の国家技術標準資格を有する者を言う（以下略）） ・タイに本部を有する事業の経営者及び管理者で豪州に子会社を設置しようとする者：入国及び当初4年間の滞在。 ・企業内転勤者の配偶者及び扶養家族：入国及び当該転勤者のビザの有効期間内での労働。 <p>上記カテゴリーの下で豪州に入国しようとするタイ国民は、両国が求める書類及びその他の要件をその都度満たす必要がある。</p> <p>その他のタイ国民の豪州への一時的入国は約束しない。</p> <p>豪州政府は、伝統的なタイ・マッサージ・セラピストの資格認証のため標準作成に向けた、タイ専門職業団体と関連豪州専門職業団体との間の協議を支援する。本協議の結果は、本協定発効後3年以内に、サービス及び投資に関する次期交渉に反映される。</p>

⑤インド・シンガポール

2005年6月29日にインド・シンガポール間で調印された包括的経済協力協定（CECA：Comprehensive Economic Cooperation Agreement）は、第9章として「自然人の移動」を設けている。商用訪問者、短期サービス提供者という短期の一時的入国に加え（第9.43条）、企業内転勤者、専門職業家の長期の一時的入国に関する条項を設けている（第9.5条）。これは、インドがGATSにおいて約束している内容を大きく超えるものではないが、企業内転勤者の滞在期間（GATSでは最大5年）と配偶者及び扶養家族の雇用について、GATSよりも特恵的な条件を提供している。更に、専門職業家について、システムエンジニア、電気工、自動車整備士、科学者、医師、会計士等の127職種に関する在留資格の発行を約束している。これらの職種は、大卒以上の学歴が必須であり、高度人材の移動促進を目指していることがわかる。特に、会計・監査サービス、建築サービス、医師・歯科医師・看護師サービスの独占資格については、協定発効後1年以内に資格の相互認証を実施する旨が相互認証に関する章に規定されており、入国管理政策に影響する約束となっている。

(4) 入国審査の円滑化に関する措置のその他の事例（APEC）

①APECビジネス・トラベル・カード

1996年11月のマニラにおけるAPEC首脳会議において、APECビジネス諮問委員会（ABAC）の提言を受けて、APEC域内におけるビジネス関係者の移動を促進するためのAPECビジネス・トラベル・カード（以下、ABTC）の試験運用を開始することが、ラモス・フィリピン大統領、金泳三・韓国大統領及びハワード豪州首相（いずれも当時）の間で合意された。1997年5月に上記3か国（フィリピン、韓国及び豪州）により試行が開始され、その後参加国・地域が拡大し、現在、18か国・地域が参加している（豪州、ブルネイ、チリ、中国、香港、インドネシア、日本、韓国、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、シンガポール、台湾、タイ、ベトナム）。日本は、ビジネス関係者からの強い要望を受けて、2002年10月にメキシコで開催されたAPEC首脳会議において参加意向を表明し、2003年4月1日から運用を開始している。運用開始から2011年8月末まで

の日本人のABTCの新規交付数は累計で6,834である。ABTCは、申請者の属する各国政府又は各地域行政府（日本の場合は外務省）が、他の参加国・地域から当該申請者について事前審査の承認を受けた上で交付する。交付対象者の基本要件は下記のとおりである。

- (a) 犯罪歴を有さないこと
- (b) 有効な旅券を有すること
- (c) 商用目的でAPEC域内を短期かつ頻繁に移動する必要がある真正なビジネス関係者であること

事前審査については、申請者からの依頼後2週間以内に手続を完了するよう最善の努力をすべきとされているが、参加国・地域からの回答がそろうまでに数か月を要することから、事前審査状況を確認するためのウェブサイトが設けられている。ABTC保持者は、ABTCの裏面に表示されたABTC制度参加国・地域に短期商用目的で入国・滞在する際には、旅券及びABTCのみで（即ち査証なしで）入国審査を受けることができる。入国が許可されれば、その参加国・地域の法令に従い、概ね2か月又は3か月の滞在が可能になる。ABTCの有効期間は、ABTCの交付日から3年間（旅券の有効期間の残りが3年未満の場合はその期間）とされる。ABTC保持者は、入国審査の際にABTC専用レーン（日本の場合、成田国際空港、関西国際空港及び中部国際空港に専用レーンを設置）を利用することができ、円滑な審査を受けることができる。

（5）資格の相互認証に関するその他の事例

①ワシントン・アコード

1989年11月に、豪州、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、英国、米国の参加により結ばれた協定であり、各国の技術者教育認定機関が、それぞれの認定基準及び審査の手順と方法が実質的に同等であるということを相互承認したものである。その後、香港（1995年）、南アフリカ（1999年）、日本（2005年）、シンガポール（2006

年）、韓国（2007年）、台湾（2007年）、2009年にはマレーシアが加わった。2011年1月現在、ドイツ、インド、ロシア、スリランカ、トルコ、パキスタンが加盟準備を進めている。GATSにも通報されている。ワシントン・アコードは、他の加盟団体が認定した技術者教育プログラムの修了者に対し、自国の認定機関が認定したプログラム修了者と同様な専門技術者の免許交付や登録上の特典を与える前提としての実質的同等性に関する国際協定となっている。あくまで同等性を担保するものであり、これに認定されたから即在留資格が付与されるというものではない。

②APECエンジニア

1995年11月に大阪で開催されたAPEC首脳会議において、「APEC域内の発展を促進するためには、技術移転が必要であり、そのためには国境を越えた技術者の移動が不可欠である」旨の決議を受けて設けられた技術者資格相互承認の方法。2000年11月1日、APECエンジニアの要件が取りまとめられ、2011年2月現在では、日本、豪州、カナダ、香港、韓国、マレーシア、ニュージーランド、インドネシア、フィリピン、米国、タイ、シンガポール、台湾及びロシアが正式加盟し、現在は14か国・地域が加盟している。APECエンジニアでは機械、電気・電子、情報、建築等の16の技術分野が指定されており、APECエンジニアに登録されると、加盟国内において同等性が認められる。ワシントン・アコードと同様に、あくまで同等性を担保するものであり、これに登録されたから即在留資格が付与されるというものではない。

③ASEANサービス分野に係る相互承認

ASEANにおけるサービス提供者に関しては、2001年の第7回ASEANサミットにおいてサービスの相互承認についての交渉が開始されることとなり、2007年にASEAN事務局より出されたブループリントにおいて、エンジニア、建築、看

護、測量、会計、医療、歯科医療のサービス7分野について相互承認を進めることとされ、2009年までに上記7分野について、基本原則ないし承認手続きが合意されている。今後は更に2012年までに拡大する分野を特定し、2015年までにこれらのASEAN域内の相互承認スキームを完成させるとしている。

④情報処理技術者試験に係る相互認証

EPAの枠外であるが、我が国と諸外国で資格の相互認証をしている例として、情報処理技術者試験がある。情報処理技術者試験は、「情報処理の促進に関する法律」に基づき経済産業省が、情報処理技術者としての「知識・技能」が一定以上の水準であることを認定している国家試験である（試験運営主体は独立行政法人情報処理推進機構（IPA））。

平成12年（2000年）10月に開催されたASEAN

+日・中・韓経済閣僚会合において、日本が提唱した「アジアITスキル標準化イニシアティブ」が採択され、わが国の30年以上にわたる情報処理技術者試験の経験・ノウハウを活かして、アジア地域でIT技術者を対象とする試験制度を創設し、出題範囲等が同等レベルであることを相互認証することを通じてアジア各国のIT人材育成を支援し、IT人材の流動性の向上・有効活用を図ることとなった。この施策に従って、IPAでは、これまでインド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、タイ、ベトナム、ミャンマー、台湾、マレーシア、モンゴルの11か国・地域との間で相互認証を行い、覚書を取り交わしている。なお、各国の試験合格者は、日本へ入国する際に必要となる就労ビザの取得要件が緩和される。（現在、インド、シンガポール、韓国、中国、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、台湾、マレーシアが対象）

コラム GATSに通報されている相互承認

GATS第7条は、加盟国がサービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準が他国においても満たされるために、いずれかの国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができるとしており、同条第4項において、そのような承認のための新たな措置を採用し、又は承認のための現行の措置について重大な修正を行っ

た場合には、当該措置をWTOに対して速やかに通報することを定めている。英語圏の経済発展水準の高い国々（米国、英国、豪州、ニュージーランド、香港、南アフリカなど）や、ラテン語圏（スペイン語・ポルトガル語圏）において、教育の水準や専門職資格要件を同等とみなして相互承認を実施する事例が多い。

(6) 経済的視点と意義

現在、人の移動の自由化については、先進各国の労働市場の開発途上国への開放が、最も大きな論点である。非熟練労働者も含めた労働市場の開放については、我が国も含めた先進各国では、外国人労働者が増加することにより、国内労働市場における供給圧力が高まり、賃金が低下するという議論がなされることが多い。しかしながら、人

の移動の自由化によって、先進国で働く労働者からの送金により、開発途上国が相当の収入を得ることで、開発途上国に多くの経済効果をもたらすことができる。実際にアジア各国は海外からの多額の送金を受け取っている。また、労働市場の開放により労働力の先進国・開発途上国間の最適な配分が可能となり、両国のGDPを押し上げることも考えられる。そして、内国民だけでは雇用確

保が難しい職業、産業分野について、労働市場を開放することは、当該分野での事業存続を可能とするなど、人材受入国にも大きなメリットがある。